

(別添 1)

平成 29 年度 「子どもの事故防止週間」実施要綱

1. 趣旨

我が国では、窒息や溺水、転落を始めとする事故等によって、14 歳以下の子供が毎年 300 人以上亡くなっている。こうした死亡事故の中には、事故情報の共有を図り保護者等の事故防止意識を高めることや、子供の事故防止に配慮された安全な製品の普及等によって防ぐことが可能な事故も多数ある。

こうした防ぐことのできる事故を可能な限り防止するために、関係府省庁が連携し、「子どもを事故から守る！プロジェクト」(消費者基本計画 平成 27 年 3 月 24 日閣議決定に基づくもの)を推進する。

その一環として、子供の保護者や教育・保育関係者の事故防止意識向上を目的とした周知・啓発を、関係府省庁が連携し重点的に行う、「子どもの事故防止週間」を創設し、平成 29 年 5 月 22 日(月)から 5 月 28 日(日)まで実施する。

2. 実施期間

平成 29 年 5 月 22 日(月)から平成 29 年 5 月 28 日(日)まで

3. 実施主体

子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議 構成府省庁(構成員)

内閣府、警察庁、消費者庁、総務省消防庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

事務局：消費者庁消費者安全課

4. 重点テーマ(保護者や教育・保育関係者に向けた周知・啓発メッセージ)

「外出時の子どもの事故に気を付けて、安全にお出かけを楽しみましょう！」

- ・海、川、プールでは安全に遊びましょう。
- ・公園等の遊具は安全に正しく使いましょう。
- ・外出時に使用する乳幼児向け製品等は、安全に正しく使いましょう。

5. 実施事項

(1) 関係府省庁

実施主体である関係府省庁は、子供の保護者や教育・保育関係者の事故防止意識向上を図るために、「子どもの事故防止週間」が創設されたこと、及び重点テーマの内容について、可能な範囲で、以下のような周知・啓発活動を行う。

①関係府省庁

- ・「子どもの事故防止週間」ポスターを活用し、周知・啓発活動を実施。
- ・ホームページ、SNS（ツイッターやフェイスブック）等での情報発信。
- ・子供の事故防止に関する啓発資料（リーフレット等）を活用し、周知・啓発活動を実施。
- ・所管する関係団体への周知協力依頼。 等

②事務局（消費者庁消費者安全課）

- ・「子どもの事故防止週間」ポスターを活用し、周知・啓発活動を実施。
- ・「子ども安全メール from 消費者庁」、「消費者庁子どもを事故から守る！プロジェクト公式ツイッター」等での情報発信。
- ・「子どもの事故防止ハンドブック」を活用した、事故防止の周知・啓発活動を実施。
- ・全国各地の地方公共団体の関係部局への周知協力依頼。

（２）地方公共団体

消費者庁から周知協力依頼を受けた、都道府県、政令指定都市などの地方公共団体は、「子どもの事故防止週間」の創設や重点テーマの内容について趣旨理解の上、可能な範囲で以下のような周知・啓発活動を行う。

- ・「子どもの事故防止週間」ポスターを活用し、周知・啓発活動を実施。
- ・ホームページ、SNS（ツイッターやフェイスブック）等での情報発信。

（３）関係団体

関係府省庁から周知協力依頼を受けた、関係団体（事業者関連、医療関連、教育・保育関連等）は、「子どもの事故防止週間」の創設や重点テーマの内容について趣旨理解の上、可能な範囲で以下のような周知・啓発活動を行う。

- ・「子どもの事故防止週間」ポスターを活用し、周知・啓発活動を実施。
- ・ホームページ、SNS（ツイッターやフェイスブック）等での情報発信。

以上